

## 中央環境審議会地球環境部会海洋環境専門委員会 報告書骨子(案)

### はじめに

- ・報告書作成が求められた背景

#### 1. ロンドン条約 96 年議定書をめぐる動き

- ・ 96 年議定書が締結されるに至った経緯
- ・ 96 年議定書の発効の見込み
- ・ 世界的な投棄の現状とその推移
- ・ 我が国の位置

*各国の海洋投棄実態の報告は十分ではないが、報告のあった国の中では日本は世界最大の産業廃棄物投棄国*

#### 2. 我が国における廃棄物の海洋投入処分管理等の現状

- ・ ロンドン条約の国内担保(海防法及び廃掃法による担保)
- ・ 廃棄物の海洋投入処分に係る従来の方針  
(ロンドン条約締約国会合における我が国提出資料)
- ・ 廃棄物海洋投入削減等に向けた今後の取り組みについて  
(関係省庁取りまとめ)

#### 3. 今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方に係る基本的考え方

##### (1) 96 年議定書締結に向けての基本的考え方

- ・ 96 年議定書早期締結の意義
- ・ 予防的取り組みに立つことの必要性
- ・ 国際社会における責任

*これらのことから、我が国としては、国際発効に遅れることなく 96 年議定書を締結することを目指し、早急に国内体制の整備を図る必要がある。*

*このため、96 年議定書上、海洋投棄が禁止されることとなる廃棄物については、すみやかに海洋投入を中止するための措置を取るべきである。*

*その他の廃棄物については、我が国として国際的に表明している「陸上処分の原則」を維持・強化し、海洋投入処分量の減量化を一層進めることを基本とするべきである。*

*そのうえでなお、海洋投入処分を継続せざるを得ない廃棄物及び水底土砂については、96 年*

議定書の求めるところにしたがって、新たな海洋投入処分管理のしくみを整備するべきである。

## (2) 附属書 I への対応

わが国で海洋投入処分が認められている廃棄物のうち、「廃火薬類」および「不燃性の一般廃棄物」は附属書 に掲げられた品目に該当しないと判断されるので、96 年議定書締結のためには、これらの廃棄物の海洋投入処分を速やかに廃止する必要がある。

附属書 に掲げられた品目には該当するが既に海洋投入処分が中止されている廃棄物については、今後の見通し等を精査の上、順次、海洋投入処分できる廃棄物のリストから削除していくべきである。

水底土砂のうち、特定水底土砂、有害水底土砂及び指定水底土砂の海洋投入処分は、96 年議定書の主旨に照らして廃止することが適切である。

## (3) 附属書 II への対応

附属書 が締約国に導入を求めている許可発給体系は、わが国の現行制度では対応できていないとはいえない。このため、現行の海防法等における制度を見直し、許可発給制度の導入を含めた、新たな廃棄物海洋投入管理の仕組みを設けることが不可欠である。

制度構築に当たっては、96 年議定書本文に明記された「予防的取組み」と「汚染者負担原則」の考え方を踏まえた制度とすることが適切である。

また、新たな許可制度の構築にあたっては、附属書 (WAF) に沿ったものとするのが前提であり、あわせて、廃棄物評価ガイドライン(WAG)をできるだけ尊重することが適切である。

## (4. は、第 3 回委員会の結果を踏まえて記述)

### 4. 廃棄物の海洋投入実態等の概要とその評価

- ・ 各廃棄物毎の海洋投入削減に向けた取り組み等の状況  
各廃棄物等毎の評価

### 5. 今後の廃棄物の海洋投入管理制度のあり方

#### (1) 制度の基本骨格についての考え方

##### (ア) 海洋投入処分許可の申請主体

廃棄物等の発生量や海洋投入処分量を最小化する必要性や、投棄場所や投棄方法を適切に選択する必要性などを勘案し、また、汚染者負担原則も考慮すれば、原則として「排出事業

*者」を海洋投入処分許可の申請主体とすることが適切である。*

(イ) 海洋投入処分許可の審査主体

*海洋環境保全の一義的責任は国にあること、加えて地方公共団体の管轄が及ばない沖合大深度海域の環境影響についての審査も行う必要があること等を勘案すると、海洋投入処分許可の審査主体は国とすることが適切である。ただし、発生廃棄物量の抑制(最小化)等の審査に関しては、これと密接に関係する既存制度が存在していることから、必要に応じて地方公共団体との連携を確保できるしくみとし、これらの既存制度との整合を図る必要がある。*

(ウ) 市民関与の在り方

*透明性の確保、説明責任の遂行、海洋環境に係る情報の合理的な集約などの観点に留意しつつ、市民関与の機会を十分に確保する必要がある。*

**(以下、第3回、第4回委員会の結果を踏まえて記述)**

(エ) 許可の有効期間

*許可に有効期間を設ける必要性  
品目毎に柔軟な対応とする必要性*

**(2) 附属書IIが求める個別の仕組みへの対応の考え方**

(ア) 廃棄物防止審査

*具体的、定量的な削減量の記述を求めることの必要性*

(イ) 廃棄物特性の把握

*廃棄物特性把握を求める仕組みを設ける必要性*

(ウ) 行動基準

*下水汚泥に係る判定基準導入の必要性  
し尿・し尿浄化槽汚泥に係る判定基準導入の必要性  
水底土砂の判定基準の一本化の必要性  
将来的な、海洋生態系保全の観点を加味した判定基準の確立に向けた検討の必要性*

(エ) 排出海域の選択

*国が包括的に排出海域を定め、投入地点を排出事業者が選択する仕組みの妥当性*

*A 海域の廃止の必要性*

*C、F 海域の排他的経済水域内への限定の必要性*

(オ) 排出方法について

*排出方法の原則維持の妥当性*

(カ) 潜在的影響の検討

(キ) 監視

(ク) 許可の見直し・更新制度

### **(3) その他の必要な措置**

(ア) 内水適用

(イ) 洋上焼却の禁止

**おわりに**